

被災した方の国民健康保険・後期高齢者医療保険の一部負担金および介護保険の利用者負担額免除について

東日本大震災で被災された国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者（加入者）の医療費の窓口負担と介護サービス利用者負担額の免除を実施しています。

「免除証明書」を送付しています

平成26年8月1日以降、一部負担金などの免除対象となる方には、平成25年中の所得をもとに免除対象の適否を判定し、7月下旬に「免除証明書」を送付しています。改めて手続きする必要はありません。

新たに申請が必要な方

平成26年7月31日までに市から「免除証明書」の交付を受けたことのない方で、下記免除の対象条件に該当する場合は、新たに申請が必要になります。
必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

【国民健康保険について】

保険年金課給付年金係

☎364-11111（内線224・276）

【後期高齢者医療保険について】

保険年金課医療係

☎364-11111（内線223・275）

【介護保険について】

長寿社会課介護保険係

☎364-11204（内線718・722）

免除の対象条件

所得要件に該当し、り災の状況のうち、1つ以上に該当する世帯

	国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療保険
所得要件	被保険者と世帯主が 住民税非課税である こと	被保険者が属する世帯の世帯員全員が非課税であること	
り災の状況	住家のり災の程度が全壊または大規模半壊であること		
	主たる生計維持者が死亡・行方不明となったこと		
	主たる生計維持者が重篤な傷病を受けたこと		
	住宅を解体し、被災者生活再建支援法により全壊扱いになっていること		

保健センターからのお知らせ

特別健診(18歳～39歳)の実施

東日本大震災の被災による健康面への影響を考慮し、健診の受診機会のない世代を対象に、特別健診を実施します。自分の健康状態を知るよい機会となりますので、ぜひ受診してください。

- 対象 昭和50年4月2日～平成8年4月1日生まれの塩竈市民の方
- 受診期間 平成26年10月1日(水)～平成27年2月28日(土)
- 健診項目 ①診察 ②尿検査 ③血液検査 ④心電図
- 健診料金 無料
- 申込方法 保健センターに電話またはファクスでお申し込みください。その際、受診する方の名前、住所、生年月日、電話番号をお知らせください。

- 申込締切 9月30日(火)
- 申し込みをされた方へ9月中旬から順次利用券を郵送します。医療機関へ予約の上、受診してください。受診後約1カ月で健診結果通知書が自宅に届きます。



健康相談の実施

健診結果が気になる方はご相談ください。申し込み、お問い合わせは保健センターまで。

①成人健康相談

「健診結果で気になる項目があった」、「血圧が高い」、「太ってきた」など、気になることを保健師や管理栄養士に相談してみませんか？

※相談は各回、約1時間。

日 程 (時間：13:00～15:00)

8/25(月)、8/26(火)、9/8(月)、9/16(火)、10/27(月)、11/17(月)、12/15(月)、1/26(月)、2/23(月)、3/23(月)

②血糖値が気になる人の個別健康相談

健診結果で血糖値が高かった方、血糖値のことを相談したい方に個別健康相談を行います。(ただし、通院中の方を除く)

■持ち物 平成26年度健康診断の結果表

※相談は各回、約1時間。

日 程	時 間
8/22(金)、8/31(日) 9/5(金)、9/12(金)、9/20(土)	9:00～15:00
8/22(金)、9/5(金)、9/12(金)	19:00

問 保健センター ☎364-4786 FAX 364-4787